



障害者雇用対策について

平成24年 厚生労働省



目 次

1 障害者の雇用の促進等に関する法律

①障害者雇用率制度の概要

②障害者雇用納付金制度について

③職業リハビリテーションの概要

2 障害者雇用の状況



1 障害者の雇用の促進等に関する法律

障害者の雇用の促進等に関する法律

法の基本理念

1. ノーマライゼーションの理念

• ノーマライゼーションとは、障害者が他の一般市民と同様に社会の一員として種々の分野の活動に参加することができるようにしていこうとする理念



• 障害者である労働者は、経済社会を構成する労働者の一員として、職業生活においてその能力を発揮する機会を確保される

2. 障害者の職業人としての自立への努力

• ノーマライゼーションの理念に基づいた社会を実現するためには、何よりも障害者自身の職業的自立に向けた努力が重要



• 障害者である労働者は、職業に従事する者としての自覚を持ち、進んで能力の開発・向上を図り、有為な職業人として自立するよう努めなければならない

3. 事業主の責務

• 1・2を可能とする社会を実現するためには、国民、特に事業主の理解、協力は不可欠



事業主は、社会連帯の理念に基づき、障害者が有為な職業人として自立する努力に協力する責務を有し、その能力を正当に評価し、適当な雇用の場を確保するとともに、雇用の安定を図るように努めなければならない

4. 国及び地方公共団体の責務

• 国は憲法第二十五条(生存権)、第二十七条(勤労の権利と義務)等の理念に基づき、障害者の職業安定のための施策を積極的に展開する責務を有する



• 国及び地方公共団体は、社会一般への啓発活動、事業主や障害者に対する援助措置や職業リハビリテーションの措置を講ずる等、障害者の雇用の促進及び雇用の安定を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進しなければならない

障害者雇用促進法の概要

【目的】 障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置等を通じて、障害者の職業の安定を図ること。

事業主に対する措置

雇用義務制度

事業主に対し、障害者雇用率に相当する人数の身体障害者・知的障害者の雇用を義務づける

民間企業1.	8% (平成25年4月～	2.0%)
国、地方公共団体、特殊法人等2.	1% (” 2.3%)
都道府県等の教育委員会2.	0% (” 2.2%)

- ※1 大企業等において、障害者を多数雇用する等一定の要件を満たす会社（特例子会社）を設立した場合等、雇用率算定の特例も認めている。
- ※2 精神障害者（手帳所持者）については、雇用義務の対象ではないが、各企業の雇用率（実雇用率）に算定することができる。

納付金制度

納付金・調整金

障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図る

- 障害者雇用納付金（雇用率未達成事業主） 不足1人 月額5万円徴収（適用対象：常用労働者200人超）
- 障害者雇用調整金（雇用率達成事業主） 超過1人 月額2万7千円支給（適用対象：常用労働者200人超）

- ※1 平成27年4月より100人を超える事業主に拡大。
- ※2 この他、200人以下（平成27年4月より100人以下）の事業主については報奨金制度あり。
（障害者を4%又は6人のいずれか多い人数を超えて雇用する場合、超過1人月額2万1千円支給）

・上記のほか、在宅就業障害者に仕事を発注する事業主に対する特例調整金・特例報奨金の制度がある。（在宅就業障害者支援制度）

助成金 各種

障害者を雇い入れるための施設の設置、介助者の配置等に助成金を支給

- ・障害者作業施設設置等助成金
- ・障害者介助等助成金

障害者本人に対する措置

職業リハビリテーションの実施

地域の就労支援関係機関において障害者の職業生活における自立を支援く福祉施策との有機的な連携を図りつつ推進

- ハローワーク(全国545か所)
障害者の態様に応じた職業紹介、職業指導、求人開拓等
- 地域障害者職業センター(全国47か所)
専門的な職業リハビリテーションサービスの実施（職業評価、準備訓練、ジョブコーチ等）
- 障害者就業・生活支援センター(全国315か所)
就業・生活両面にわたる相談・支援

①障害者雇用率制度の概要

身体障害者及び知的障害者について、一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を与えることとし、常用労働者の数に対する割合（障害者雇用率）を設定し、事業主等に障害者雇用率達成義務を課すことにより、それを保障するものである。

○ 一般民間企業における雇用率設定基準

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 短時間労働者は、1人を0.5人としてカウント。

※ 重度身体障害者、重度知的障害者は1人を2人としてカウント。短時間重度身体障害者、重度知的障害者は1人としてカウント。

※ 精神障害者については、雇用義務の対象ではないが、各企業の実雇用率の算定時には障害者数に算入することができる。

○ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率

一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

(参考) 現行の障害者雇用率 (括弧内は平成25年4月1日から施行)

<民間企業>

一般の民間企業 = 1.8%(2.0%)

特殊法人等 = 2.1%(2.3%)

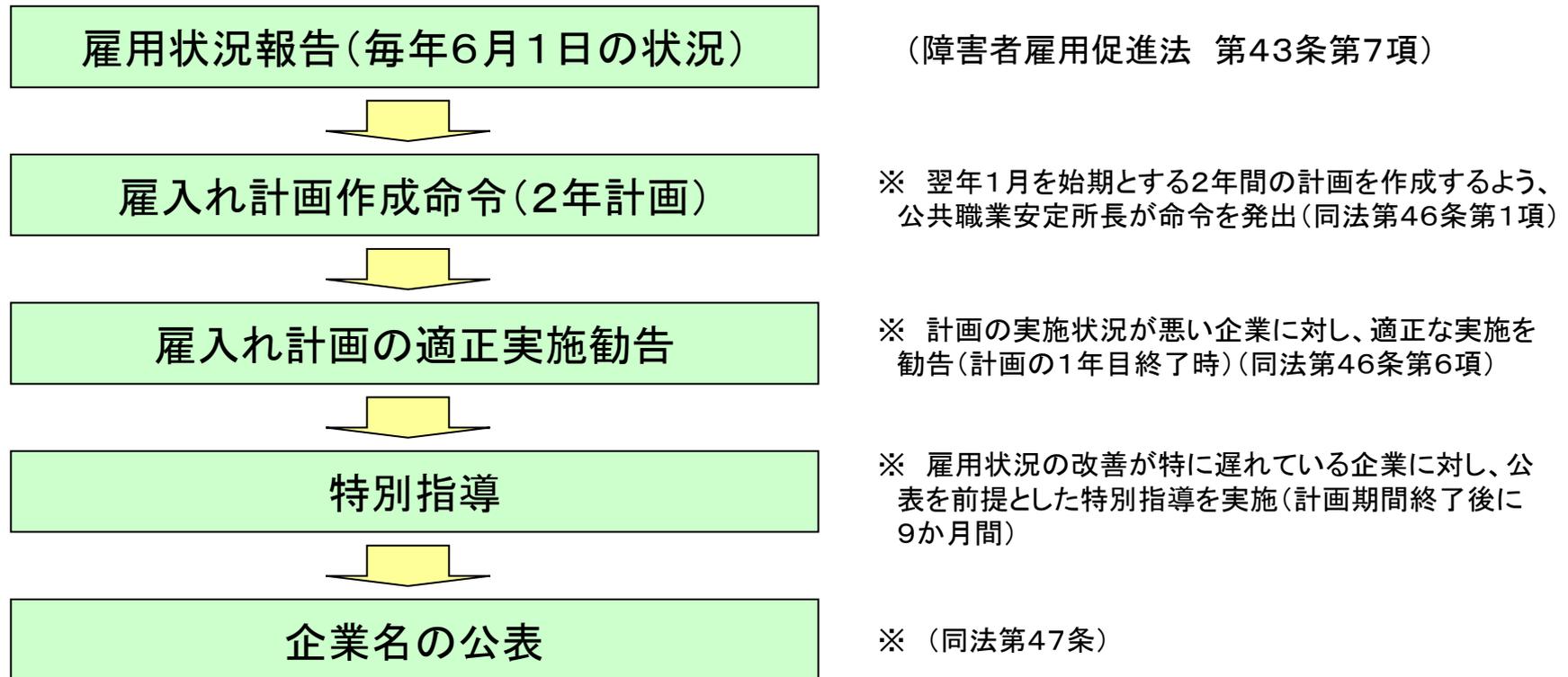
<国及び地方公共団体>

国、地方公共団体 = 2.1%(2.3%)

都道府県等の教育委員会 = 2.0%(2.2%)

障害者雇用率達成指導の流れ

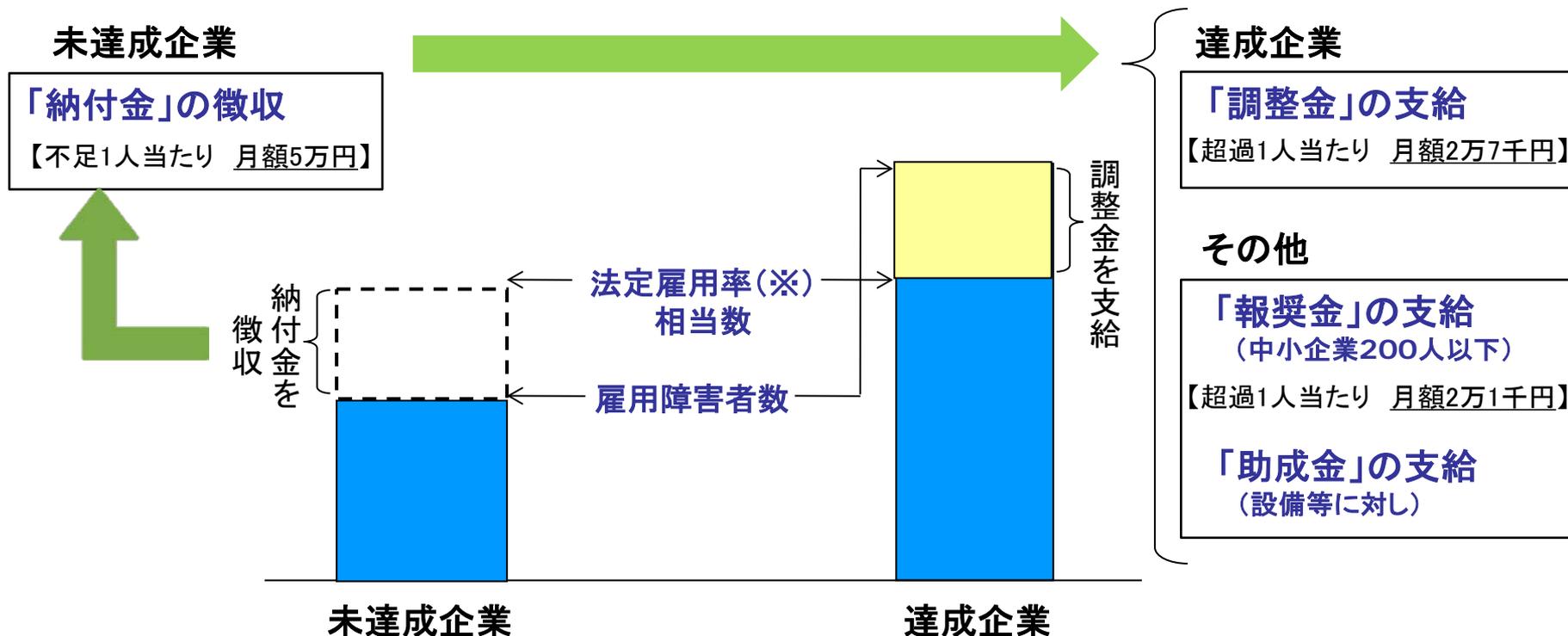
実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



公表の状況 : 23年度 3社、22年度 6社、21年度 7社、20年度 4社、19年度 2社、18年度 2社

②障害者雇用納付金制度について

雇用率未達成企業(常用労働者200人超)から納付金を徴収し、雇用率達成企業などに対して調整金、報奨金を支給するとともに、各種の助成金を支給。



※ 障害者雇用促進法に基づき、少なくとも5年ごとに労働者及び失業者並びに障害者数の総数の割合の推移を勘案して政令で設定。

障害者雇用納付金制度に基づく助成金

障害者が作業を容易に行えるような施設の設置・整備を行った場合の助成措置

○ 障害者作業施設設置等助成金

障害者が作業を容易に行うことができるよう配慮された作業施設等(知的障害者等の作業能力に合わせた改造や安全装置の取り付けがなされた設備等)の設置・整備・賃借を行う事業主に支給(障害者1人につき上限450万円(作業施設の設置)等)

○ 障害者福祉施設設置等助成金

障害者である労働者の福祉の増進を図るため、障害者が利用できるよう配慮された保健施設、給食施設等の福利厚生施設の整備を行う事業主に支給(障害者1人につき上限225万円)

障害者を介助する者等を配置した場合の助成措置

○ 障害者介助等助成金

適切な雇用管理のために必要な介助者等の配置・委嘱を行う事業主に支給(職業コンサルタントの配置1人につき月15万円等)

通勤の配慮を行った場合の助成措置

○ 重度障害者等通勤対策助成金

障害者の通勤を容易にするための措置を行う事業主等に支給(通勤援助者の委嘱1人につき1回2,000円等)

職場適応援助者による援助を行った場合の助成措置

○ 職場適応援助者助成金

職場適応援助者による援助の事業を行う場合(福祉施設型)や、事業主が障害者である労働者の雇用に伴い必要となる援助を行う職場適応援助者の配置を行う場合(事業所型)に支給(日額14,200円等(福祉施設型)等)

能力開発を行った場合の助成措置

○ 障害者能力開発助成金

障害者の職業に必要な能力を開発し、向上させるための能力開発訓練事業を行う事業主等が、能力開発訓練のための施設・設備の整備を行う場合等に支給(上限2億円(施設設置)等)

③職業リハビリテーションの概要

障害者一人ひとりの特性に配慮した職業指導、職業紹介等の職業リハビリテーションを、医療・保健福祉・教育等の関係機関の連携のもとに実施。

1 公共職業安定所(ハローワーク)〔545カ所〕

就職を希望する障害者の求職登録を行い(就職後のアフターケアまで一貫して利用)、専門職員や職業相談員がケースワーク方式により障害の種類・程度に応じたきめ細かな職業相談・紹介、職場定着指導等を実施

2 障害者職業センター

- 障害者職業総合センター〔1カ所〕
高度の職業リハビリテーション技術の研究・開発、専門職員の養成等の実施
- 広域障害者職業センター〔2カ所〕
障害者職業能力開発校や医療施設等と密接に連携した系統的な職業リハビリテーションの実施
- 地域障害者職業センター〔各都道府県〕
障害者に対して、職業評価、職業指導、職業準備訓練、職場適応援助等の専門的な職業リハビリテーション、事業主に対する雇用管理に関する助言等を実施

3 障害者就業・生活支援センター (都道府県知事が指定した社会福祉法人、NPO法人等が運営) 〔316センター〕

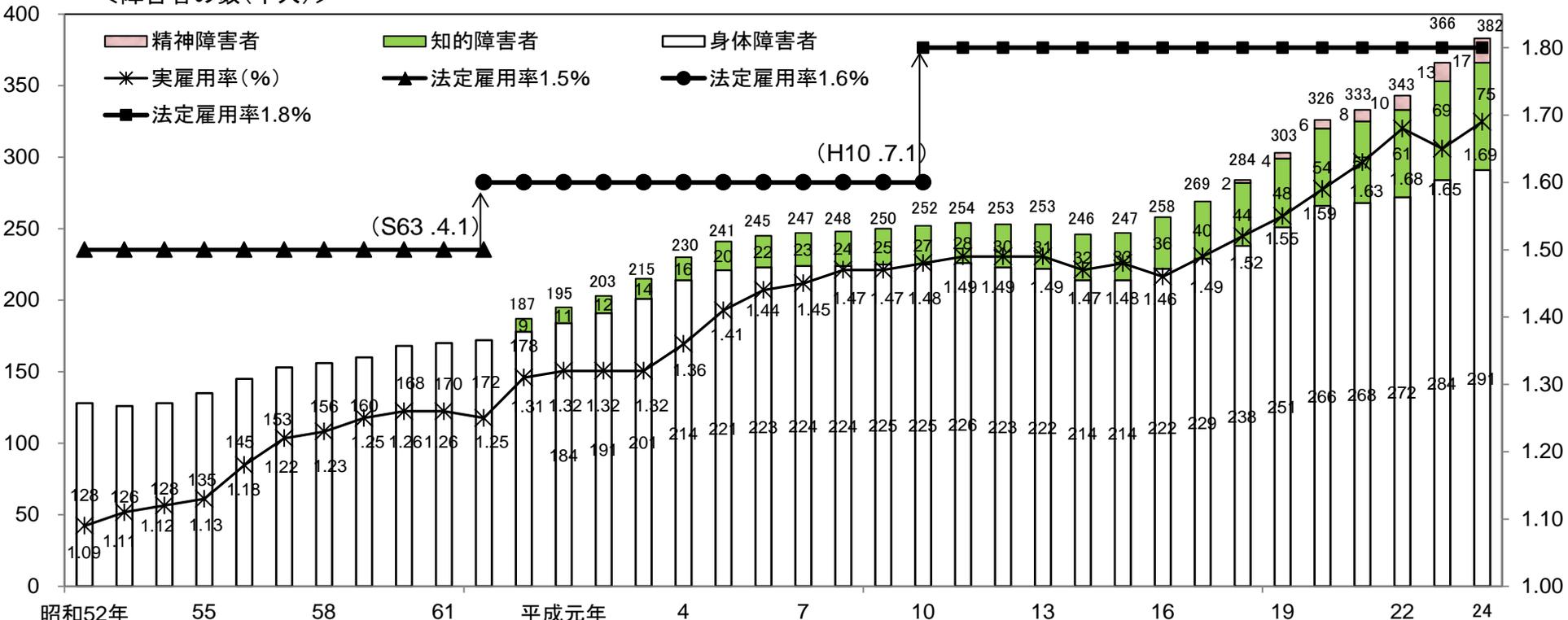
障害者の身近な地域において、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、就業面及び生活面における一体的な相談支援を実施



2 障害者雇用の状況

障害者雇用の状況

＜障害者の数(千人)＞



(注1) 雇用義務のある56人以上規模の企業の集計 ※昭和52年～昭和62年までは67人以上、昭和63年～平成10年までは63人以上
 ・身体障害者、知的障害者、精神障害者、重度身体障害者である短時間労働者、重度知的障害者である短時間労働者は1人カウント
 ・重度身体障害者、重度知的障害者は2人カウント
 ・重度以外の身体障害者、知的障害者又は精神障害者である短時間労働者は0.5カウント

(注2) 障害者とは、次に掲げる者の合計である。

～昭和62年 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)

昭和63年～平成4年 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者

平成5年～平成17年 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)

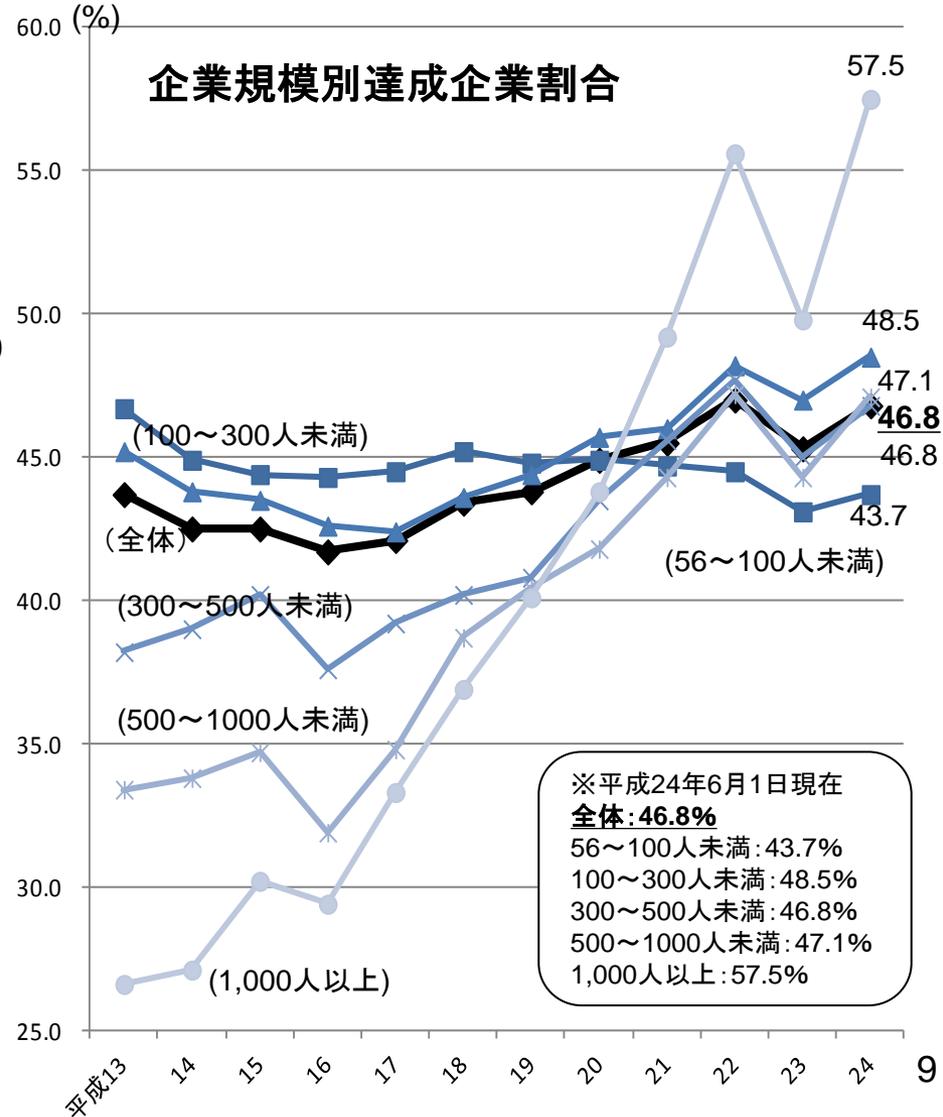
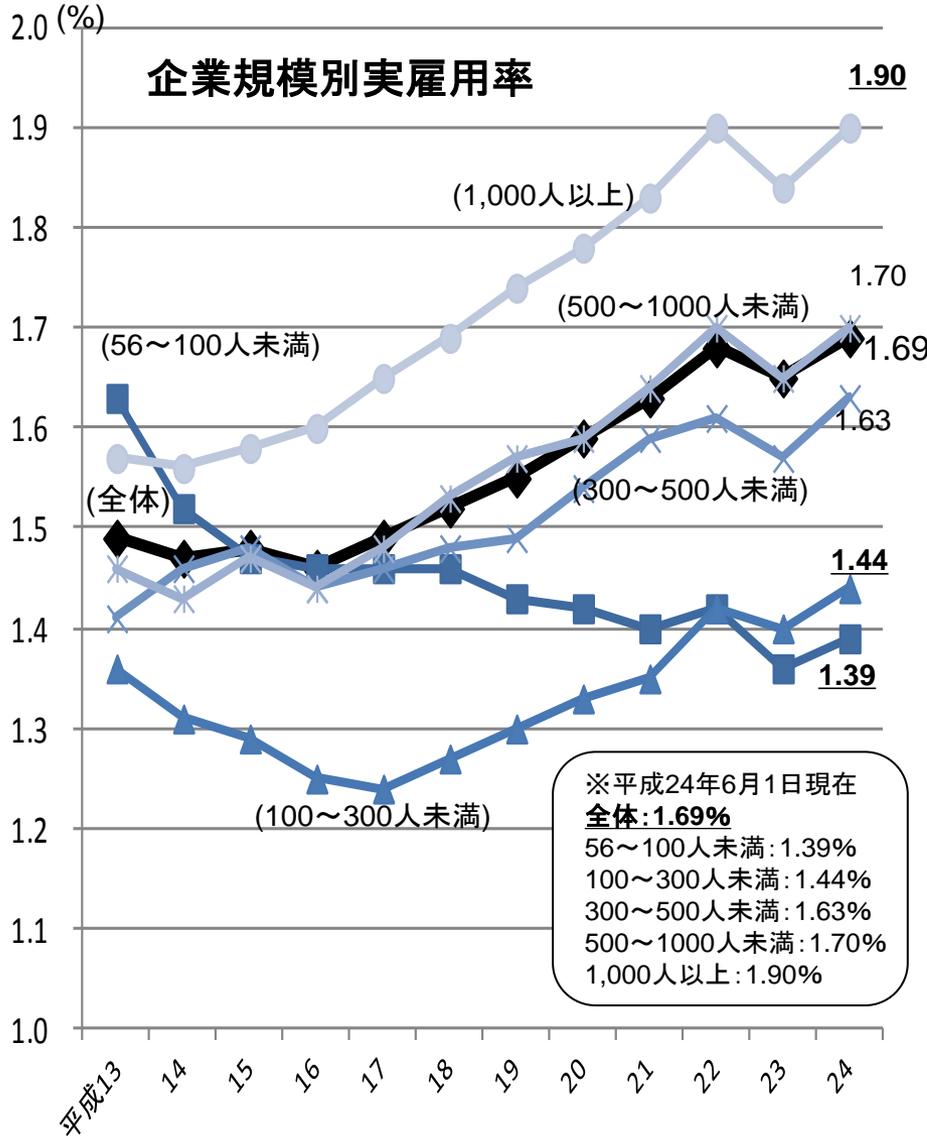
重度身体障害者である短時間労働者、重度知的障害者である短時間労働者

平成18年～ 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、精神障害者、
 重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者(精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)

平成23年～ 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、精神障害者、
 身体障害者、知的障害者又は精神障害者である短時間労働者(重度以外の身体障害者若しくは知的障害者又は精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)

企業規模別の障害者雇用状況

- 1000人以上規模の実雇用率は**1.90%**と、法定雇用率を達成。
- ただし、**中小企業の取組**が遅れている。



ハローワークにおける障害者の職業紹介状況

- 平成23年度の就職件数・新規求職者数は、**前年度から更に増加**。
- 特に、就職件数は**約6万件となり、過去最高を更新**。

